安多武久路

乾

特 7
2
3

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

特7-3

安多武久路

乾

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

安多武久路

仁

廿四　月琢
廿五　騎射という事
廿六　座ふるまの事
廿七　八的の名事
廿八　笠懸の事
廿九　牛追物の事

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号　特7-3

ガラス使用

二十 犬追物の事
二十一 鹿の事
二十二 狐の事
二十三 競馬の事
二十四 十列の事
二十五 歩継の事
二十六 矢開の事

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

二十七 弓場の事
二十八 将の事

さてやすの武人何某云軍器考之弦袋の
事を辨じたれども未だ分明
の説をえず壽俊云騎射といふ武士
乃馬術第一の道にて朝夕心をけて稽錬
行ふ時も油断おこたる事なかれと云
事也〳〵杯射といふ名目ハ家て射るの
名なれど和名抄ハ漢書よ云可延

壽俊家の子息武助騎射を善也漢語
抄よ云馬射ハ和名与未由美分抄よる射ら
ものゝ馬ら射ると出たり馬ら乗て
あやまちなきハ伊と云事にて矢を放ちて
矢を放ちて同じ事にて惣而騎射ら
馬射ら義書や武人何て云様ら事ら射也
ものゝ矢ら云いつの頃ら有しや壽俊答て云
其根源武芸ら事ハ古ものなれバ紀

七…この…折…考…
雄略天皇の…韓…
…云…二人…馬…
生…お…我…
…居…射…
…そう…馬…
放…し…
…ない…
…武人又問…

…ものいう…後…
和名抄…後漢書…池…
云…無毛…以流…
…追物…
…
…敷…
…駈…
…
…
…
…

しく代々の歌ならんと見ゆ
云推古天皇二十四代の勅延(ひき)
の禮綱本記は五月晉天皇武徳殿
大將の宿禁射を奏ありた右
的射とも推古天皇より行はれ
武官の者の騎射を清涼殿
的射せさせ給ふとぞ

主乳法も定りて
よりあまねく行はれたへて
騎射流鏑馬の
事とぞ
九月朝(ツト)嬬(メ)とは申さず
壯(モリ)とおなじく馬的射を
として的をうけて騎射を
はするものなれば
す心なり

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

大寛二年二月辛巳の日山背（ヤマシロ）の国加茂祭の日
衆を命じて騎射を楼門の下にて騎射
施するのさきにしるしへ
の御幸亀元年四月に改元天皇
万人を教て騎射をなら
宝亀三年六月癸未天皇豊岡の中門に
御して楓（カツラ）騎（ムマユミ）を観給ふ又同記に
聖武天皇南野樹（ニハリノキ）の御
記に又天平十九年五月庚辰天皇南苑に御

高騎射竟馬を観給ふとあり五月六日の節会
清涼の事也推古天皇
此後七月初辛の時を騎射を御覧せらる
物又延喜式に騎射礼の
文を引て的等を立案を出せり
又云的一ツ射ル時ハ緑一ツを与ふ二ツ中ル
時ハ緑二ツを与ふ物ハ緑衣後の
時の緑のごとく柱ごとに着と
多くて九日ニ三人乃多校（タカミ）ハ的ヲ

[illegible]府を[illegible]ふ[illegible]孫[illegible]
の[illegible]時よ[illegible]馬上三[illegible]物五[illegible]
[illegible]定如[illegible]来[illegible]ま[illegible]や例の軍[illegible]
[illegible]ら[illegible]ず武道[illegible]浦[illegible]婦[illegible]
[illegible]ず[illegible]れ[illegible]て遂[illegible]不[illegible]遍[illegible]
武人又[illegible]て当時[illegible]府[illegible]
[illegible]分[illegible]後[illegible]て云当[illegible]の[illegible]
[illegible]府[illegible]は享保年中[illegible]

[illegible]将軍家の[illegible]事[illegible]て[illegible]
[illegible]務めて[illegible]ず[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ま[illegible]
[illegible]故則[illegible]
[illegible]事[illegible]て的の[illegible]
[illegible]藤[illegible]の幕府[illegible]
[illegible]ず[illegible]て[illegible]

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号　特7-3

ガラス使用

人も流病うと村人勇者よりおりて
遠き人流病うと蘇八別座のもの平尚閑の村も
とうとう享保のころ村も
ころころを伸ころ安馬我をうち来ても
遠のもの滅て元享保の比楯能の村名矢を
ころころもし与成ふをすふ事を愛つ
まふを竹実をたくへ
ふて歳名の多かもし
ふさいなくて畏

秋のもをもすらく求
も古村よも蒋一面
内外も古ふうに
ふうりやうをう
もうれく自然を実
七八年来て於
多年の与村主人
むり共堪能

[illegible]の事ありて
てより柿流痛るい我が
去ぬる出雲の式い大役
武家ともにうるて執
倉の幕府の後い絶て
かて社家人又ら土民の
しや既と専祖小祝祠
の秘訣(ケツ)を受給へるて
流痛るの射癈るい称ら
ふしだら秘密を受給へ
流痛るより出雲杵築
整紀楽祖等くのこと
祝式ら家、てと重んて
祝給ふ式人ら癈ると
みるし天皇も汚染へ
まくへら民なよく執行

ガラス使用

孫倉右軍家の後に絶ゆ
及ひ久柳営なりし時
今もかへりて
迫言よ流痛
而時
書ハ永禄の
無礼
ふうとん

享保の将軍家
また流痛
及ひ永禄
ありて
元文二年
せう

笠懸のことを或人軍器考考錄と云
二冊の書をもちていつまでも見なをし同壽後
なく言ふ先軍器考ハ何の考もなく紀伊の御領
記ことを笠掛の名目出ることを
中右記之秘之書源大臣お備の記名長記元こ
笠懸のあとしと義備と云ふ事傳ふ云
器考并ふく考餘ふく熟の考へ有て
笠懸と云ものを往古馬上ふ向へ見ゆて
附り警古の熟者ふく笠ハ同平の事也笠を
懸ると云儀ふて笠懸と云ふ
ふを笠ふしハ寛文の紀行ふ見平の
の笠平なりと云ふ平家物語ふ信連弦袋の
ふをいふしハ非ふの義を通ふ笠ふ
の考物語ふ二階堂神へ十所ふ所ふ紙
をふふて神事笠懸七ふ射ふ奉ふ
の其外後の加田の後社猿等武敵ノ人数の笠
とふふと又ハ氷笠ふ之のふ書ふ之

西之丸大手の上御軍義晴公細川高國以下在京
の諸相従ふ事一度ならず然共無行ゆき
すゝ作出され北野右近の馬場そ守の的を
三所ゝうけて射る二人九本悉皆あたりて
度往反して射芸を終ふ小笠原流を始め諸射術の
名誉武士ども彼是あまた老若ともに笠を
的ゝして射るなれ爲に何ゝ吟味す

うる事なれ共射芸ハ又馬上三物と
ゝ小笠懸の式小笠原流計り記ゝす

或人問て云牛馬を弥功皇后三韓御征伐の時御旨備
の國法海を牛馬渡御船の前ゝ立ゝを射ゝ
ゝ事ゝ海を大将軍の牛馬渡御の紀よゝ
なり云共後世ハ其法すたれ
いふまゝ事なり牛馬を物ゝ野馬の手綱
なかちいさ手を馬ゝ乗て射ゝ

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

騎射をおこなうものや
国集より横光市原野へ出
くる野伺のうし代追
ものこともうし先てうえ
肩当金絞澤の色
庄司和田小右衛小山田三郎
おうく依て各色皮紐結
由井浦より出うし先半追払
ふり椿谷四郎和田右京
三郎射手うちまた
又多賀高忠ら国書
射うし也又馬
ものせ叫ふ
ふ半なくも
年うら
追払根源の
大

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号　特7-3

ガラス使用

大迹和上覚記というおく神功皇后之辟国征伐
の後異国の人を大くかうらて歌軍を射う表かや
又近衛院久寿年中二滝口を
おく初しく那須野の狐を狩しむ遂く狐を獲
上落す御感の余りく弓箭を装束
ふさ仙を是しく赤大一疋出すと云ふ両分ま
射ふさ也大迹初の勇士
初の大将と云しかなと大迹初の記る所也
ものと見ゆれいり出うそ始め明帝
後首て云長境以のかか高境後世のまもを
多れへしく又大将のまを大迹初のけんなと云事ハ
一向れこまでく柿大迹物の始を東征く貴應
元年二月六日南庭にをおく始行ありしく根
添重則奉撰く此の讃波の羽林ニ庶幾中
行ふ奥列是利而武尽不好奉してう初
大二年足射ふ四箭心相揃く勝負を決ふ

九度別く仰出さる間名前、貫(カン)或年(アラワ)の當否
之足毛を射始め十足の内八足毛を射
果足を射留めたる次第を有と仰出さる其人
の箭の中りし所小中大の後の十足の時を射る
度々大いに賞せられ仰せ
依て又相違なく等巡り射
第代の事普く使人
村検見を加へ島津三郎兵衛尉忠義
より小山彦九郎尉朝長氏家右衛門尉駿河二郎恭
村模傳六郎やと見へ
印旛の大堰切そすてる
なり此度同二年二月十日
前奥氏相模林等
あり毛を射るの数又
汗衣の肌ゆる暑てのみなるべし又其後
二年二月九日将軍家
由比濱出
仮奉

の人〻諸次の役儀を勤
二十疋二頭駿河前司検分
濱辺にての始てなるよし
慶賀者元年九月七日杜(モリト)
参ること大略あり
式のごとく又同二年同月
年首の御濱出始也由比浦
次に遠笠懸次に流鏑馬次に大追物(九疋)次小山大夫

二頭に帝弐回六帝小笠原
作物等を射る御入興
のごとくまた同二月七日杜(乃)
足等〻又同月十九日将軍家
ゆ〻足駿河守(重時)京都の守護
むへきよし依而御馬の
六疋の大追物の後御前
外の検見小下河辺九衛門尉(行光)
行光(直垂葛毛)
行騰黒馬
行勝(直垂葛毛)
行騰葦毛馬

十二人史出ス（ハ二ノ外大追物ノ
五年二月九五日将軍家小河濱出給ヒ左親衛奈
良ノ原ニ於テ數箭ヲ揮ヘラルヽ大追物
射手上手ハ北条六郎義政前司上野十郎藤
七郎遠江七郎小笠原余一弁手ハ武藤六郎
武田五郎二郎騎射ノ部富樫尉千葉次郎佐原壹岐
前司城六郎下手ハ陸奥掃部助相模八郎
二浦武藏大隅右衛門尉小山壹岐判官騎射
ノ部武部ヲ史ト出ツルハ二十ノ内ノ大追物ノ
ヨリ先ニ又ヲ射ル小笠原ハ前大追物ニ射
モラシタル足利殿ノ御代ヲ別テ申ンヤウハ
出ル也扨テ大追物ハ人ヲ乗馬ヲ始メ
ノ者ヲ射ル事ナリ中ヲ射ルヲ好ム
ヲ賞ヲ褒美ノ高下又手
ノ外経験ト云事
代ニ二十四家ノ時大追物

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

その報告の書式、其形式も
まだ其ころ礼式の事
実後建久二年八月九日
又毎事備の村々等をめ
一番梶原平三景時尉仕
同年卯二月廿二日幕府二番三浦義澄尉
又ころ同脱漏と嘉禄二年九月廿二日幕府の
南庭とも草庭の儀式ありと相良武久駿河書

如報前月下卿入道等令利村々百二
村領宮卯下河辺行平尉
当年富二番三浦駿河二年横揖左衛門
又ころ毛おい重き徒式のまゝなれも
建久ころ礼式ころ清り森林の村々信仰
ものや其式ころ其原厳島ころ当時
将軍家御建立の数度の
ものゝ其村ころ
ゆゑ若年よりこ者の

今明の候とそうろうと同意に云競うて
云名目を和漢ならびすべて本朝
武に云五月五日の競馬 和名久良閇与利乃牟麻
と書てくらべうまと訓ずる
ならびに又くらべ馬ともいえり
皆是わが我邦の旨朝廷
左右馬寮の官庁の
て馬をつかさどる

寿俊等云々事
今年又々雨乞続日本後紀ニ仁明天皇
承和元年五月六日又武徳殿ニ於テ競
騎ヲ観ル事見ユ所ノ競馬(キヨウイ)ハ乗(ノリ)馬(ウマ)ヲ観ルト
おなじく駈(カケ)馬(ウマ)ヲ競(キソ)フ事ニヤ
二年十月乙酉是ヨリ先五月六日左右馬寮武
徳殿ノ前ニおゐて競馬(キヨウイ)ヲ観ル事ヲ
ヲ決ス右ノ御馬負ケタル方ヨリ
之酒肴及右馬寮ニ命ジテ雑物ヲ奉ラシム
ヲ奏シ宴ヲ賜テ福ヲ祈ラシム
決シテ福ヲ祈ルノ事ヲ出ス
ル未ノ代ニ及ヒ
ヲ始メ
ノ賀茂祭ノ勅使
ハ一人ヲ七十三代ニ
寛治七年ヨリ始テ
紀ノ又ヘリト貫原篤信
ヲ実ヲ考ヘ

根源と二十代欽明天皇の
名ひてあつうまを
山城の國司長洲検察
國衆も賀茂の本祭
まりもいと多
ふとのもも老るとの
えんず
寿後云むりれ
雪見のをいかうま
とあるを常
考ふるに十列と書
もいふをしんじ
のまつ
まも家
葉そ関東田舎の
十将ら家つ
すくなし二海

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

名同急ぐべきや勿論なり然れども関東にも未だ
時日を馬せざるべければ則ち東征の頼朝乃
ち時文治二年二月廿日の臨時の祭流鏑馬三疋
馬長三疋とを同年三月二日馬長十疋
を同年六月廿日臨時の祭馬長二疋とを
又同年七月一日に馬長十疋とを
十疋とを以て臨時のものとなしたり
のなり而して其人数を異
にすること列のごとし

左方	右方
一番	一番
陪従	陪従
舎人	舎人
馬副	馬副
二番	二番
陪従	陪従
舎人	舎人
馬副	馬副
三番	三番
陪従	陪従
舎人	舎人
馬副	馬副

右方を作り関東に下向の者とを
しを入道将軍の御時嘉禎二年八月十六日
鶴岡神事に河津三郎右衛門尉祐清朱
七郎兵衛尉氏綱等射手として流鏑馬
十番復興せらるまた寛元二年八月十六日
六位等とを十列的立競馬
出立て東重て神事
ありけるとぞ

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

安多武久路

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

出車も例のごとくいかめしきものにて先ず
や伯孫といふもの引き出でひこみのぞの装束の
さまざまのものどもみづから着飾りて花
主馬花ぶさの如くなりしかば
おいつうんとさきくうるさくなりて
あしもとを切りてこぞ去れ
伯孫つておいとまごいするにぞあり
忍てもとむるに姿見のみ
本出作土

ゐれこりて尚その出
あるやうなれども
まさるものから的とよせて車も止
みこもりをまもらんとせしかども
いふにやそや十列の馬の後ろおくれ
先へ引き先立つ義へ又うしろ
のみてやあらん角
見ゆる藻塩草と
うちうるさくんぐんの人へしまり

十列と誤る前文ニ
のたゝ入れてゝ

とゝろ〳〵る枕草子心ちすばなるものゝ河
名のゐなかなる馬長云事根源り往岡市河霊倉紫
の日禁中くにこゝろるものなり馬長を俗
つゝりつゝもし河流六歳馬長也拾玉集り
みな月や純友よりは其馬長よいふといふ往の
園生八重鎮和尚ゝ馬長也と書てアゲムニト訓て
東遷ニ見えて不云馬長ありいふ如何の訓ならやと
ありいふ如何の訓ならやと
手いまゝ不見今馬長云
訓ハまそ枕草子云事根源等見て
追〻考へ〳〵
或人の云当時だにて馬上ゐるのやうな
物をもけまゐるいかゞやと問寿後答云
歩徒といふ和漢ともに其始久〳〵しきを
しらず和名抄に唐韻云
徒歩之義の生ひ〳〵和名抄に唐韻云
徒歩（ナイテン）典云或（ハシリ）歩（カチ）と和徒（カチ）と
師説ニ云萬利宇知

到向別録ニ有リ朱（キリ）鉄ハ昔黄帝ノ造ル所ノ刀本
兵勢ニ関セシヲ以テ又朱鉄撃鉄撃
九相鎚ヲ以テ鍛ヘシ物ニ
備ヲ為ス鉄杖トス朱（キリ）
朱ノ如シ鉄杖ハ和名加奈（カナ）ノ雑色ニシテ骨摺ハ
朱鉄ノ曲杖ヤウノ者後考ヲ俟ツ先我邦ハ
皇極天皇二年中大兄皇子ト藤原鎌足
法興寺ノ槻木ノ下ニテ朱鉄ヲ
打ト云ヘルヲ始ト為ス後ニ

仁明天皇承和元年五月八日同殿ヨリ出
テ府ニ至リ鉄々ノ馬飾ヲ
改造シタマヒシ時ノ儀ヲ
左ノ如シ鉄ノ飾ハ同書ニ
ノ雑飾ノ時ニ見エタリ
延喜式ニ
延喜ノ時ニ至リ鉄ノ飾ヲ
廃シ鍍金ノ飾ヲ造備ヘ
廻鉄ヲ赤白九枚笠ニ
射畢テ再武徳殿ノ
北ニ至テ
左ニ立テ
ヲ率テ持ツ

敬上の嗅こゝろかくてたゞ
官人文尺ちんて正味(ショウミ)
九右馬寮の御馬よ淡て
赤黄の旗を角(カド)うて
すゝみ行く式のごとし面文記おゝ海一見人へ
を禁中そゝし係元治
くや文よ享保の将軍家世慶を
く清庭ゝおゝく清士ゝ作ゝ
甲書ゝゝて重ね物文異なの書ゝん

不ハ劉向別録く蹴鞠ハ黄帝造ゝ兵勢ゝ
ゝ学ゝて武士を練ゝ文漢の霍
去病ゝ傳ゝ蹋鞠ゝゝ軍営閑
服の時ゝ才を習ゝ心ゝ
練ゝの制度漫建討ゝ
学ゝ詩乃ゝ清書ゝ
敬ハ撃ゝ後ゝ越
敬ハ歩ゝ図画ゝ

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

…江戸同様の…ふべき…
東海道…すべて…
…油の東…
…ども…
…対岸…
…ども…
…疏（ホリ）…
…砂（スナ）…
癖（クセ）…
…元文年間…
七八…
…
…橋の…
…
又…
…
又木別の…

[illegible]
赤穂ノ相撲ノ芝庭ノ
埒ノ如ク
埒ノ如ク又犬追物ノ
大縄小縄ヲ
或ハ向フ
ウチヘ
或ハ向フ
ウチヘ
ウチヘ男埒女埒ナ
或ハ向フ
ウチヘ
ウチヘ
ウチヘ

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

三十九 勅のま

四十 くら岩木乃ま

四十一 白くらのま

四十二 いのけ地乃ま

四十三 かごごのま

四十四 奥くら乃ま

四十五 くりごのま

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一

神代(カミヨ)の勒(くつわ)の製(つくり)心(こころ)おりやおえずむ
單騎(タンキ)八天神(アメガミ)の步行(かち)より我朝(わがてう)乃
くらおごそ八漢土(カラド)よりハなるべよ前(サキ)乃漢土の
單騎六步の後(のち)にて我朝の人皇五代の
むろまんなも右(みぎ)の文字八接(つぎ)を
すべて漢土のくらおごその字を用(もち)ひ
勒と鞍橋と轡と切付上(ウハ)敷(シキ)ハ総(すべ)て
異(コト)なる惣名乃ゆえ前小合て云よハ勒橋(くつわがた)
ゑる轡のまとめ西明寺

家集(いえのあつめ)と勒橋の起乃(おこりの)心の浦(うら)ぐまでうるおして接
ハ先(まづ)ら述(のべ)をする自(みづから)どえへ也又或人問て云
上古の勒の製も古今相違(あいたが)ゑる又ハ古ハ何(なに)と
作(つく)りしものるる小寿後(のち)言て云上古のゑハ簡(ひま)
ゑるゆえ延喜式(えんぎしき)の馬勒(うまのくつわ)作(つく)りしの大(おほ)やうなる
古さ絵(え)るよんへ今(いま)のくつの形(かた)とおゑ
遠(とほ)也むくのくつ前(まへ)輪後(しりがい)編(あみ)よりて
おつくふりて毛(け)かるゑて形

[illegible]ありし今の[illegible]し
[illegible]く同じくの勧め[illegible]
[illegible]書付[illegible]の
の差別(シャベツ)もなくとんで[illegible]
残(ノコ)らず継足(ツギタシ)て秩(チツ)序(ジヨ)すぐいをおて[illegible]
[illegible]又本(モト)[illegible]の[illegible]橋(ハシ)の[illegible]
[illegible]ども[illegible]素(モト)[illegible]
どもいふべき物[illegible]
[illegible]本(モト)のまゝ[illegible]
[illegible]本(モト)を[illegible]

[illegible]も桑(クハ)棗(ナツメ)木勧橋(クワンケウ)[illegible]賞(ウリカイ)[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]て[illegible]橋(ハシ)[illegible]
[illegible]者(モノ)[illegible]
[illegible]
[illegible]

ものにあらず時に必ず損するものあり
畢竟(ヒッケウ)つぐなひの本乃若き恩和銀のごとく今おほくるるに依て大坪道禅ところへ一ものしるして作るの勧化とて様々うしらを上品ととりて大手の男女仕勝しむるを好しむるより勧のやうなる体にて作りたるものにて今の世そやおもてに作りたるものにて冷味にて作りたるもの寿後の終りたるもし仕勝大坪などの他もおもむきを

おもむきにて作を好むべきにやもすれば奇物沢山の数まり多くやすく新しき損じ物くつろぎ新しき損じ物を悪しきものとして棄(スツ)るを輪をうけ或ハ境地(カヾミ)或ハ葦色又ハ練物(ネリモノ)等にしするなり異なるものとて葦色又ハ角まで染て作りたる又ハ紺色ものを朝鮮國ものとて又ハ紋のうちにそれぞれ色をやの国

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

或人勘ふ由木又ハ居木と
多ハ軍音考ると云和名抄に漢語抄ヲ引テ鞍橋
一ニ鞍(アニクラ)瓦トイフヨシ揚氏ガ説ハ誤レルニヤ鞍橋(クラハシ)ト
イフハ今イフ前後ノ輪ニテ鞍(クラ)瓦トイフハ居木トモ
由木トモイフ物ト見ヘタリト雖ドモ又本ノ四方
ヲ障ヘシ鞍橋一ニ鞍瓦トイフ説ハアヤマレルコ
ト疑フベカラズトいへども又考ふベキ点ハアリ
鞍橋(クラハシ)と云テユギともイギとも訓ベケレバ

いづれの是なるハ然ル事後笑テ言ヒシニユギイギの
ハ我好のゝの名所ゝて由木と居木とも
花蘂葉ゝ腹帯(ハラオビ)白由木(ユキガラニ)橋といへるハ
よハ勒負(ユギカフニ)橋とかゝるの例ゝ
ゝ去なゞゝ延喜式和名抄等の書ゝユキと書
うなハゝ文(ブン)をホとへなゝ
来ゝ名目抄文永之ゝ
イギも古今集ゝ名目也
鞍瓦と出てイギともユギ
ともあるべしと

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

いかる授るものやすて小鞍橋のかい日本紀
巻十九欽明天皇の記ふ云能射人有ら止擬て射最勇壮ある者を射落す
箭と発之利と衆所の甲頸會よ及也中暑名て鞍の前後橋と通て其被
おとゝ鞍橋をくゝりまゝ悔あと悔とゝ
ものゝて引ものとゝやユギイギをく
そのそはつてゐゝ引のユギ
と云ものゝ多よみるとゝるのゝ

笑べきも也又鞍橋をくゝりつゝとゝるのゝ必要
よ御鞍一具を造る料鞍橋一架奏請お立造送寮
もゝ又縫備作替五十具小舊橋を用もと一字
そらうとゝよゝて出そうゝ和又飾物ゝ唐
鞍橋黒地螺鈿入玉もゝ奏保二年十月十七日江記曰美作守貞
此宅出之鞍右大将被借橋并鐙並鏡也と出て
もゝうゝうゝのゝユギイギをの
よゝめゝをゝおゝゝ我
勅の書記ゝ鞍橋をイギ又ユギをゝ前ぜ

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

ゆゑとにもいふなり仲哀長(ナガヲ)帝(タヒ)の時に長(ナガ)臂(ヒジ)人(ビト)といふ者ありて又八ツ手と例(タトヘ)ていふは長臂(ナガヒジ)の事なり世ふるにしたがひて長臂(ナガヒジ)人(ビト)といふ事を略(カウリヤク)して長人(ナガビト)といふ事になりしなり又長臂(ナガヒジ)人(ビト)は漢土の書(フミ)にもいでたる者にて北魏書傳(ホクギシヨデン)永(エイ)傳(デン)にも有(アリ)と見(ミエ)たり幹(カン)拳(ケン)勇過人能手執(トル)鞍橋(クラボネ)倒立馳騁(チテイ)と(レウス)(カカ)いふ事をおもひ合(アハ)すべし朝鮮國の戯馬(ケバ)乃(ノ)逆(サカ)立(タチ)とかいふ事もありたる者のやうにて其(ソノ)實(ジツ)は手(テ)を胸(ムネ)に組(クミ)おきて足(アシ)を

なりをよくそさうなるものとも見(ミエ)たれど勒橋(ロクケウ)を執(トル)て例(タトヘ)ると云(イフ)ことはいまだ其(ソノ)實(ジツ)を見(ミ)ず毛(モウ)詩(シ)の注(チウ)物(モノ)のさまざまいふ事(コト)場(バ)又武備志(ブビシ)などの雲梯(ウンテイ)と一字(イチジ)も出(イデ)ざれば日本記延喜式(エンギシキ)又は倭(ワ)名抄(ミヤウセウ)等(ナド)にも橋(クツホコ)と一字(イチジ)も出(イデ)ざるをもて考(カンガ)へ見(ミ)るべきなり又和漢(ワカン)ともに鞍橋(クラボネ)といふ物(モノ)の事(コト)もなくてイギユギの例(タトヘ)のやうなるものなり時(トキ)ありて通(カヨ)ふものとそんじ迷(マヨ)ひ後世(コウセイ)式(シキ)の笑(ワラ)ひを取(トル)べき程度(テイド)の厚(アツ)顔(カホ)

よるべきものや

或人のいふ世の白髪黒くなりいふものをけふと同せよ壽像言てきけとよの分明かゝず他りうの白木かぐやいふうそぬるゝ云ふ木花といふ名同しめる也係かゝる木花と云ふ花白のものをよめるうそふいと黒漆よめり成云ふ黒花のことを木花といふうそ久黒ことを厨の老

云ふ白き黒漆のようふくりけるうそ
東鑑よ黒花乃ゝ黒塗のゝうそぼぐて出
てある由桃花葉茶等よ精花銀花鐘花黒花
黄花亀甲花蒔絵ふうか花白のやうよおとうそ

或人の云ふ懸花(カケ)の勘といふものやいかゞ
よ宗用ゝ勘乃ゝと同せよ壽像言てきけ
云ふ壽像よ宗用ゝ勘乃ゝと同せよ
十九日御方達の行幸或(ある)人(ひと)記(しる)よ云ふ鞍(くら)縁(へり)螺鈿

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

或ハ沃懸地トモ又縁元ハ源義朝勝ち北の
金覆輪の鞍トゆうゑ武ゝ家用ゐるゝ鞍
勿又沃懸の字沃字成ベし
よゝへど沃(イヲ)の字うるべし沃のなりたゝ(ミギウ)かゞ(ホトリ)
むなりなどすべてそのゝ耳のうとうゝ成
そのうゑをいつうけとゝ云ゝれどゝ勒
の上下の縁と金うゝ沃懸といふべし地
うく地面のうるべし

粉ゝて一めんにぬりうゑ蒔絵
沃懸地の金覆輪のくら
つゝあゝて金具と金ものゝ
たゝしうゑ蒔絵といひみの
たゞの鞘服ゝかゝ洗(タヽ)ひ
のゝ沃懸地とゝのゝ

かゝるゝのゝを或人問ゝ曽鏡物といけ
ゝあのゝと當代稚ゝの仮物といへゝとゝ

信ぶくろの如くやはらかにして
さてうのの首巻くるくるとまき
もと常用うけるもの書
やうに勒を二口ぬきてすゑ
のむすびぐちとなし形のかは
口ハ木のよを浪めつるの金
を用ゐめつるのうへにて後
へて後端のつめじぎうのてを
修補ず失せし又一口ハ同じ形のうち山ぶき色

多くぬきてうら色にて表
後の端表の方く唐草の毛
ハ平ぬうちを二口ともおいうへと
て殊勝の物ありうへ平後通方卿の鎧
よ保安五年三月馬寮毛鎧
物又一條兼良公の桃花蔵鎧
考ふるに勒の前後の
つさの金(かな)にて結ひ或ハ縁(ふち)
ぐるとをなやけ紙刀(かみがたな)

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

安永四亥歳記小塚金蔵の條に高山重忠が出羽
中八金伏猟耳八白伏猟の勒を乞とありもとこゞ
とこゞ物ならん又四海太平記に大永六年義晴公
の御代十二月二日笠懸ありし時ら〻の猪子の金
具ら〻妻子の猪子八鏡ら〻とありて金
作の金具や又八しゝこゞ〻も銀めつきして作
ら〻ありて又主殿野村越中守ら〻ハ十有
余の差矢や弓と云ら〻ありて猪鏑ら〻武具ら真
弓立て鏡勒乞て奉り

けるの又〻し又義経鴨越ら〻て雪夜ら〻白ふ
かぐら〻ありて前ふたてまつ
てあとうらく又雪ら〻ふの
法とをおとうや物又ハ
のこゝもかくらぐら〻ハ鏑物ふ雲珠伏猟有
上八唐革を透す下鏡とあり又香葉伏猟黄
鏡白ともら〻又橋元鐙並ら〻鏡也小又の鶚勒を
雪又鏡也とら〻又雪或八平文或八金銅鏡ら〻
もし又〻ら〻抽すなすべてら〻の縁をら〻ふる

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

て作りまをもらでんとい
い貝の刀みをいふ俄ま
武人たぐ貝くものこと
寿俊がこむく移勅とう
く餘をいつものと武備のう
ひ、ホい移ぐくと云ハ唐寺の
作りまる也の名ふりとくは
徳大寺殿の庭勅を借て寛
くこの名前をも辨ひて名明ら
移ぐくといふもの、別よりあ
の唐くく我移甘うのホそ
くくと借つくこも横(ウツ)
実へ命を手まるものと
いまくうまして移てとい
おくしぬをのべうお
馬又ハ移と共も出てのの
ハのれをまて、うつ

蝮釼と
ふてい
れとは
軍冤と同
軍器考と
日本にて移
ハ餘おくうて
作りし也移

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

同くうまて心ねの非ず
相模へ勅といふ我もまて
うつくしうしたしを延喜式
籌(カズ)容来朝(テウ)の用く充(アテル)がうめ
父へうち毛別美田人の宗
重い建久六年三月十二日将軍家
参り給ふ御供の輿舁従の甲冑
よ勲(イサヲ)しと足陣和卿(ワケイ)おうう
手控(ヒカエ)の十列の移ぐ

能(よく)犯せるのほをおうとへだも
くにせんとのみれだ
常の宗名ぐをうつぐ
うくうのをを加へ物又移為とへ宗名の
のまて会いるまのう移
まてとんて京移うと
東家物語のいつくは古
成をんて見ぐれだ文
軍忠考し同く餘しとと

[illegible]本ことばうるはしきを
淺きことまの世へ流れ出ものが
[illegible]ものもとめ
[illegible]

仰のごとく承和人間に云軍器考え世ニ作ノ
鞍ナトイフ物出来ル事ハ足利殿ノ代ノ始メ矢坪
入道道禪トイフ者アリ雙(ナラヒ)ナキ馬ノ上手ニテノ
鞍鐙作ル事モ巧ナリケリ伊勢貞継馬乗ルト
モ鞍鐙作ル事モ彼入道ニ受傳ヘタリ此貞継ト

云ハ尊氏將軍ノ父讃岐守ノ烏帽子子也貞継ガ
子孫其巧ヲ傳ヘテ作ルニ取ヨカノ名ヲ云ヒ世
ニイヒ傳ヘタリ伊勢家ノ系圖ニハ貞継カ孫貞
行ガニ男囚幡守貞長鞍作ルエヲ祖父貞信ニウ
ケ傳ヘヨリ貞長ガ家鞍作ルエノ正流也中略又世ニ
作家三十一代ノ譜ヲ見タリニ大坪ヨリ畠山中書
ニツタヘ畠山ヨリ伊勢加賀守ニツタヘシ由貞継世
ニ在シホドハ加賀守タリケンモシラズ別ノ舜ニ
[illegible]や壽俊言ヒシヲ

いまうしき後や伊勢守貞継うま来の兵小鞍
あぶみを作るのし大坪入乃ぢより受給てのかへ
りて貞継い足利儀政乃為帽子
なりでる氏と貞継と年来いさみすま
れたとへ同ぢよりてし春元二年とまれ
人乃ぢべし大坪入乃ぢ氏の人乃ぢけ入乃ぢ
時の年来えん来なさすや子ぢんて永い上向
吉と亜宝秀とい子ものが慶長のちでめ細川家
の林ぢと自筆えき為ぢる書ぢ大坪入乃ぢが

馬方伝へ一本乃ぢ色と半ぢ永く島山中勢少輔
細川右京大夫乃ぢと外ぢ右ぢ出せぢ永くみと
伊勢右京乃ぢ人乃ぢ拘島山と乃ぢ政光細川と
乃ぢ腸元乃ぢべし毛ら乃ぢ結長孫の子乃ぢ今そ
公方義政乃ぢ時代と為ぢ又大坪入乃ぢ
八十二歳六月十八日死そとき為ぢや多朝倉
右京政元伝来鞍他の当ぢ大坪入乃ぢ文
安六年上洛して将軍義政十二歳の御対上云
と記て伊勢伊勢守貞継島山中勢亜直長殿

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

大河ふせ四人へ勅使の並天を相撲すべきの
附て八万齢八十二歳のる後
筆法と同くやうく見へるが負徒とい
時代相違せり文永二年八十二歳也
八十四歳にて死去を考ふるに氏公薨ずる
に年より十年を去て後慶安元年大坪入
道生れしと見へたり伴勢家の系図よりも
おのづから彼是考ふるまでもなく負徒の
徒を始祖とすべきたまく負徒伝の宮の

ふるまでもなく大坪の世天の功を後世の俗大坪が功と思
て我先祖ながさすや沖てる事のみも大坪より
受給へることいふいぶかしきものやは
或人の云勅使手形といふことを
載て保田改清白二条黒景あか貢を取給ふ十二
月廿七日巳の時ばかり一村雨ふりてくらの脇
らくいて改清家うばらと義平を形を
つけて家をやとのうちにおもて

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

一やうかいのうなと知るべし

右ゝでのゝ或ハ国ゝて云ニホヒのゝと軍発
考ふハ和名抄ニ出(スイ)ル女之保(メノコシ)礼比(レヒ)賀(カ)蔵都(ゾウト)氣(キ)草天(ソウテン)鶏(ケイ)都氣(ツケ)草と
と註し一ツ先ゝあるゝやゝ寿俊言て云
古ゝ今ゝ之ゝ物ゝ手ゝて我朝の勒具ゝ
とゝ物ゝくゝの赤坂の橋(ハシ)九右へ胴鉄真鍮ゝ
角ゝ筆ゝうゝて或ハ三角或ハ九或ハ小さゝ瓔
乃やうゝして数ゝを作ゝしなゝがしゝうがい

渾(アヒ)泥の緒等ゝを結び付ゝるゝものやゝ云ニホヒデとゝ云
也むゝかしハ坂のゝ橋の左右ゝ物ゝ組糸或ハ
革緒の数一尺五六寸もゝ之ゝを二條(スヂ)出ゝて
毛氏ゝれ仮(イツケ)付又ハ捕付(トリツケ)ゝて手綱(タヅナ)ゝ
馬の飼物(カイモノ)を軍袋(グンブクロ)ゝ入ゝて
ハ軍の時敵乃首ゝ取ゝ時ゝ
数ゝも増ゝものをむすび付ゝ多めの
とすゝや今首ゝ
とゝ俗ゝ大君沢勝(サハマタ)小考(コウ)て餘五ゝ首ハたゝふれ

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

て鞅のごとき法あり。結ぶ
の毛也。和名久都波美（之保天）と訓て鞅橋と穿
皮也とみえ、漢字を以て
ものゝごとく、和名抄に
き物いえん（ヲヒ）也とて
同じ字にて靼邊（アンヘン）の
和名抄に唐韻に云鞅靼（セウ）
ものゝ下物ずるに順の
とある註書のいまだ渡
鞅韉（スイセン）と書かし
同じ字やとある又
のごとく有て前の方
と、漢語抄の韉をシホデと訓で後の方
又唐韻に靼邊とある靼の字書かし鞭（ベン）靼（セウ）也
と註ありてこゝに図のごとき革
を靼とするやうさ革のやうなる革紐
のごとくにて靼とするなるべし
て順も日本ぐらの接橋（ツガ）トンダ字ぞ
ずる迄のごとく順ぐ和名の如く

鞅韉（スイセン）と書かし靼邊の革也と注せり
ものゝごとく有て前の方鞅
と、漢語抄の韉をシホデと訓で後の方
又唐韻に靼邊とある靼の字書かし鞭（ベン）靼（セウ）
と註ありてこゝに図のごとき革
を靼とするやうさ革のやうなる革紐
のごとくにて靼とするなるべし
て順も日本ぐらの接橋（ツガ）トンダ字ぞ
ずる迄のごとく順ぐ和名の如く

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

尺ホドだ名ヲ呼也ラレだ延喜式ヲ雛(ヒナ)筆(カハ)貫(ツラヌキ)
鞘(サヤ)とヲ上ツハケノのふるべし刈生草細の料ヲ
又ラーふて塗(ヌリ)けるやウルシ漆の料もヲ又へラ物又
飾(カザリ)ハ八ツ 両方六筋已上十二スルなどのヲとりへバ日本のラヲ飾(カザリ)ハ
ニホデまきハモッケとイふ名有ありとヲ又へラ物又
桃花葉ヲふ貫鞘皮筋と又へラもし延喜式の貫鞘
と同ごとのふてカレイツケラのふるへラれ
なかの一巻考ヲ和名抄の流ヲまた

鞍ハ鐙の俗なそて鞍鐙ヲと同ごたで正
俗ヒニツあるのヲかうと辨ぜ也ラ正字
俗字のふもあるべきうと讀書ヲするに学ん
もうつて正字俗字のヲ又へ同ごふうと
のヲ又へてあ仏ど同ごふうと
ふやえてりけん勒(ロク)奥(オク)のふいまだ夢(ユメ)ヲ
えぬと初(ソメ)ふれ学(マナ)ヲり

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

特 7
2 3

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

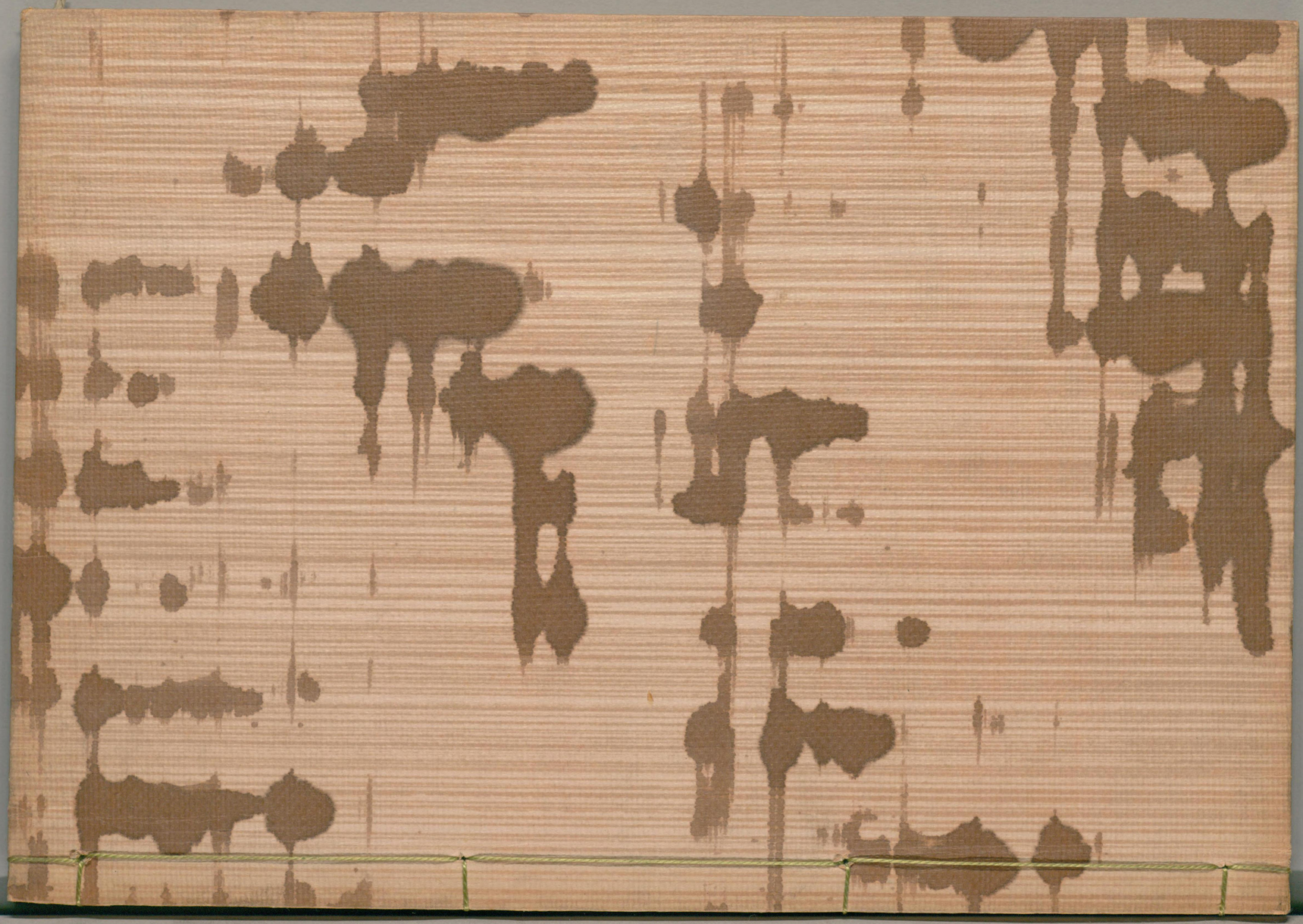

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用